デジタル社会の税務行政

- 1 デジタル化時代の税務行政
- 2 生成A I

広島国税局 徴収部長 竹内啓

※文中の意見に渡る部分は講演者の私見です。

1 デジタル化時代の税務行政

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への 的確於対応

> 税務手続の 抜本的な デジタル化



あらゆる税務手続 が税務署に行かず にできる社会

⋒ 納税者の利便性の向上 ── (スムーズ・スピーディ)

申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化 (インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への 的確な取組

和税回避への対応

富裕層に対する 適正課税の確保

消費稅不正環付 等への対応

大口・悪質事案 への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

※平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたもの。

税務行政のDX (骨格のみ)

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続や 業務の在り方の抜本的な見直し

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への 的確な対応

あらゆる税務 手続が税務署 に行かずに できる 納税者の 利便性の向上

課税・徴収の効率化・高度化

重点課題への的確な取組

租税回避 への対応 など

インフラ整備

所得税の確定申告と年末調整

確定申告に必要なデータ(給与や年金の収入金額、医療費の支払額など)を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

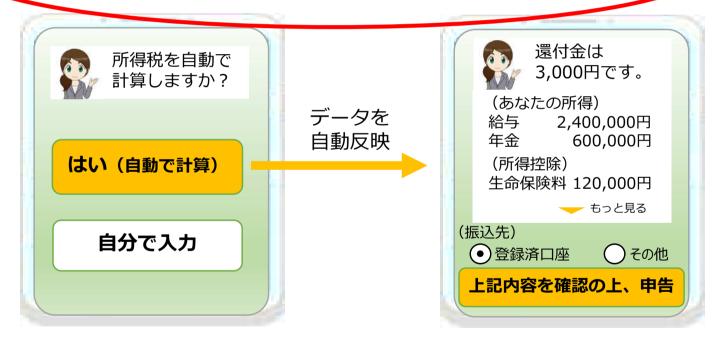
(現状:税務署に行く場合)

- 申告に必要な情報を入手・整理 (例)
 - ・源泉徴収票(給与・年金)
 - · 生命保険料控除証明書 等
 - ※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署(申告相談会場)を往訪 ※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム (国税庁HP「確定申告書等作成 コーナー」)に必要な事項を個々 に入力
 - ※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

(将来のイメージ)

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択

③ 内容を確認の上、申告

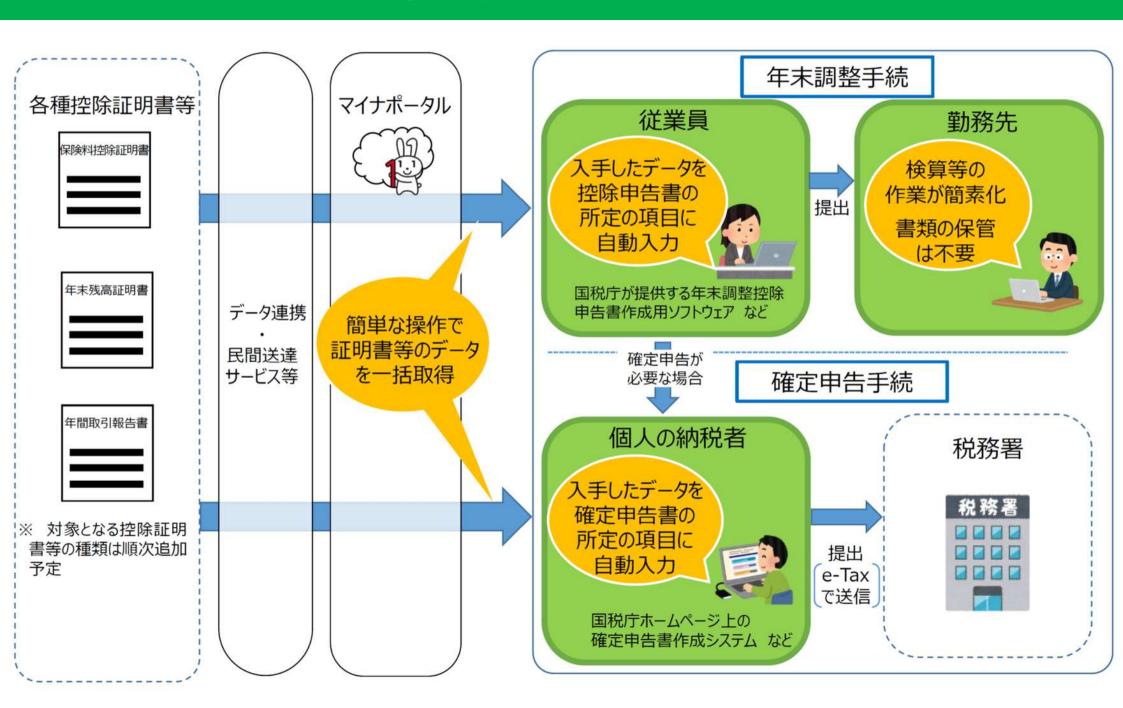


※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要 (振替納税を利用すれば納付も自動に)

(注)

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。 (既に取込可能・生命保険料、特定口座取引等。令和4年~:損害保険料、ふるさと納税等)
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、テータ父付の普及(充行者の協力)やシステムの刷新等が必要になります。
- ・国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

マイナポータル連携(「日本型」記入済申告書)



マイナポータル連携の工程表

		データ(主な保有機関等)	実現時期 (注1)			
			令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)以降
所得	年金	年間収入金額 (日本年金機構)			令和5年1月	~
	給与	年間収入金額(勤務先)	, 		プの 冷 計が必要 (注2)	
	事業・雑	収入、経費(会計ソフト・支払調書)		→ 天坑刀. 	100快到700安 (***)	
	特定口座取引	取引金額(証券会社)	令和3年1月	- 〜 (対応する証 -	 	
所得控除	生命保険料	保険料支払額 (生命保険会社)	令和3年1月	~(対応する保障	険会社を順次拡	\(\)
	地震保険料	保険料支払額(損害保険会社)		令和4年1月~	〜(対応する保)	食会社を順次拡大)
	社会保険料	国民年金保険料負担額(日本年金機構)			令和5年1月	~
	医療費	医療費支払額(審査支払機関)		令和4年2月	~	
	ふるさと納税	寄附金額(仲介業者)		令和4年1月~	~(対応する仲)	↑業者を順次拡大)
その他	住宅ローン	年末残高(金融機関)	令和3年1月	- 〜 (対応する金融 -	・ 融機関を順次拡	\(\)
(注1)	(注1) 実現時期は「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)の記載等に基づく現時点の見通し。 令和6年2月~					

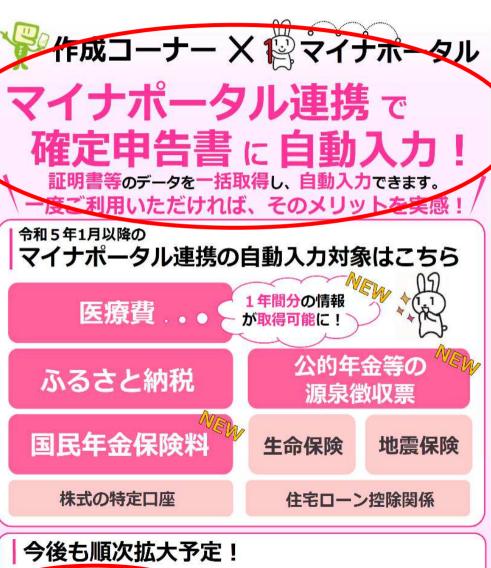
(注1) 実現時期は「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)の記載等に基づく現時点の見通し。

(注2) 給与の源泉徴収票については、令和4年1月以降、所定のクラウドに保存する方式による提出が可能となる予定。 また、確定申告書等作成コーナー(申告データを作成できる国税庁ホームページ上のシステム)において、スマートフォンの カメラで 源泉徴収票(紙)を読み取ることにより金額等を自動入力できる機能を提供する予定(令和4年1月リリース予定)。

6

【参考】広報素材





など

小規模企業共済等掛金

インボイス制度

令和5年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、 「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイス特設サイト はこちら▼





適格請求書等保存方式

⇒いわゆる「インボイス制度」

【適格請求書とは】

適格請求書とは、「<u>売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段</u>」であり、 一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

【適格請求書発行事業者登録制度】

- 適格請求書を交付できるのは、<u>適格請求書発行事業者に限られます。</u>
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を 提出し、登録を受け、**登録番号を受け取る必要**があります。

なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上が1,000万円以下であっても、登録を取り消さない限り消費税の納税義務が免除されません。

デジタルインボイスの普及・定着に向けた取組

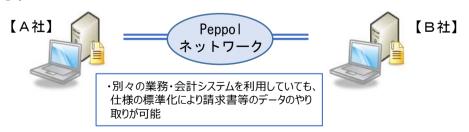
- ▶ グローバルな標準仕様であるPeppol (注) に対応したデジタルインボイスの活用によって、売主・買主間の請求書等のやり取りがデータ化されることで、仕訳入力や仕入税額空除の計算等が自動化され、作業負担が大幅に削減可能。
- ごれにより、正確性・真正性の向上、帳簿書類の電子的保存による管理・検索の容易化等のほか、海外取引への対応にも寄与。
- ▶ 更には、バックオフィス業務全体の効率化につながり、企業の更なる成長も期待できる。
- デジタルインボイスに対応するためのハード・ソフト等の導入費用等については、IT導入補助金により支援。
- ▶ 国税庁においても、デジタル庁、中企庁等と連携して、デジタルインボイスを含めたインボイス制度の普及・ 定着を推進。
 - (注)「Peppol」(Pan European Public Procurement Online):電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」・「運用ルール」・「ネットワーク」のグローバルな標準仕様

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

請求については、(国際的な標準仕様に対応し)<u>標準化された電子インボイス(デジタルインボイス)の普及・定着によりバックオフィス業務の効率化を実現</u>する とともに、<u>請求も含めた取引全体のデジタル化による新たな価値の創造や更なる成長につなげていけるよう</u>、関係する事業者団体とともに、引き続き、必要な対応を 行う。また、令和5年10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、対応するソフトウェアや新たなサービス・商品等の開発を促し、関係省庁と連携の上、中 小企業のデジタル化支援の一環として、その普及支援策を講じる。

〇 電子インボイスの標準化

- ▶デジタル庁が、デジタルインボイス推進協議会(EIPA (注))と 連携し、日本の電子インボイスの標準仕様「JP PINT」を公表
- ▶会計・業務システムベンダーが具体的なサービス・プロダクトを 開発中



(注) EIPA:標準化され、構造化された電子インボイスを前提に最適化された業務プロセス の構築を目指すべく、令和2年に会計・業務システム ベンダーが中心となり設立(正会員189社)。

〇 IT導入補助金(中小企業庁)

▶ 生産性の向上やインボイス制度への対応を見据えた企業間取引の デジタル化を強力に推進するため、会計ソフト・受発注システム 等のITツールやPC・レジ等のハードウェアを導入する中小企業・小 規模事業者等に対し「デジタル化基盤導入枠」を設けて、「通常 枠(注)」よりも補助率を引き上げて優先的に支援

申請類型	補助項目	補助額		補助率	補助対象経費	
基盤導入類型デジタル化	ITツール ・ソフトウェア	~	内、~50万円	3/4 以内		
	・オプション ・役務	350万円	内、50万円~350万円	2/3 以内	・ソフトウェア購入費 ・ <u>クラウド利用料(最大2年分)</u>	
	PC、タブレット等		~10万円		・導入関連費・ハードウェア購入費	
	レジ・券売機等		~20万円	1/2 以内		

(注) 通常枠の補助金

申請類型		補助額	補助率	補助対象経費
通常	A類	5万円~150万円	1/2	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料(最大2年分)
枠	B類	150万円~450万円	以内	・導入関連費

デジタルインボイス(バックオフィス業務全体のデジタル化)

バックオフィス業務全体のデジタル化を実現する

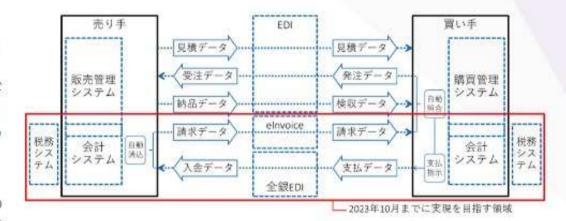
現在、事業者のバックオフィス業務は、紙を前提としたやり取りが中心であり、多くのアナログな業務プロセスが存在しています。その結果、デジタルと電子化を含むアナログの世界を行き来する中途半端な状態となっており、効率化や生産性向上の妨げとなっていると言われています。

も、エンド・トゥ・エンドでデジタルデータでつながり、事業者のバックオフィス業務全体が効率化するだけではなく、その結果とし

この状態を解消するためには、紙を前提とした業務プロセスを「電子化」 (Digitization)するだけでは十分ではなく、デジタルを前提に業務プロセス自体を見直す「デジタル化」

(Digitalization)が不可欠となります。EIPAは、日本におけるデジタルインボイス(標準化され構造化された電子インボイス)の利活用・普及を通じ、事業者のバックオフィス業務全体の「デジタル化」(Digitalization)を推し進めていきたいと考えます。

デジタルインボイスの利活用等は、請求から支払、さらにはその 後のプロセスである入金消込といった会計・税務の業務について

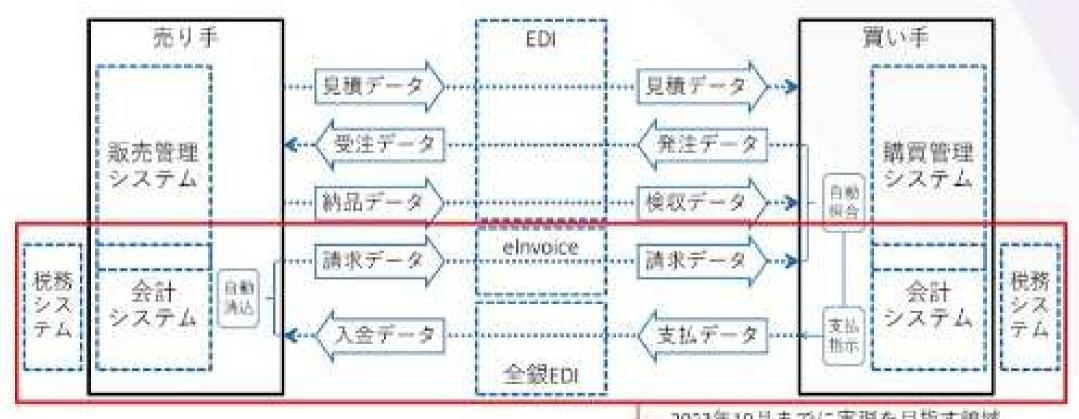


ての新しい価値やベネフィットも期待できます。さらに、請求に係るプロセスのデジタル化により、その前のプロセスである契約・受発注といったプロセスのデジタル化も促され、「取引全体のデジタル化」が進むことも期待されます。

(出典) デジタルインボイス推進協議会のHPより

拡大図

- 「紙→電子→紙→電子」から「電子→電子→電子」へ
- ・請求→支払→入金消込→会計→税務 の全体をデジタル化



- 2023年10月までに実現を目指す領域

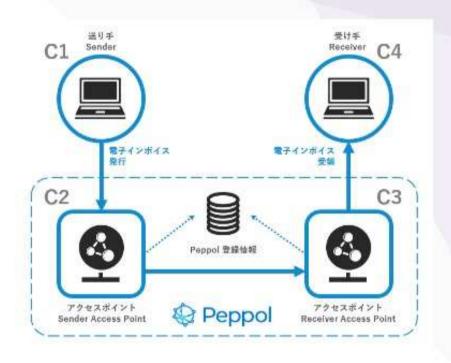
(出典) デジタルインボイス推進協議会のHPより

Peppol (ペポル)

Peppol (ペポル) について

Peppol (Pan European Public Procurement Online)とは、請求書(インボイス)などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「運用ルール」「ネットワーク」のグローバルな標準仕様であり、Open Peppol (ベルギーの国際的非営利組織)がその管理等を行っています。現在、欧州各国のみならず、オーストラリア、ニュージーランドやシンガポールなどの欧州域外の国も含め30か国以上で利用が進んでいます。

Peppolは、「4コーナーモデル」と呼ばれるアーキテクチャを採用しています。ユーザー(売り手(C1))は、自らのアクセスポイント(C2)を通じ、Peppolネットワークに接続し、買い手のアクセスポイント(C3)にインボイスデータを送信し、それが買い手(C4)に届くという仕組みです。Peppolユーザーは、アクセスポイントを経て、ネットワークに接続することで、Peppolネットワークに参加する全てのユーザーとデジタルインボイスをやり取りすることができます。この仕組みは、例えば、メーラー(アプリケーション)からインターネットプロバイダーを介して相手先に届くという電子メールの仕組みに似ています。



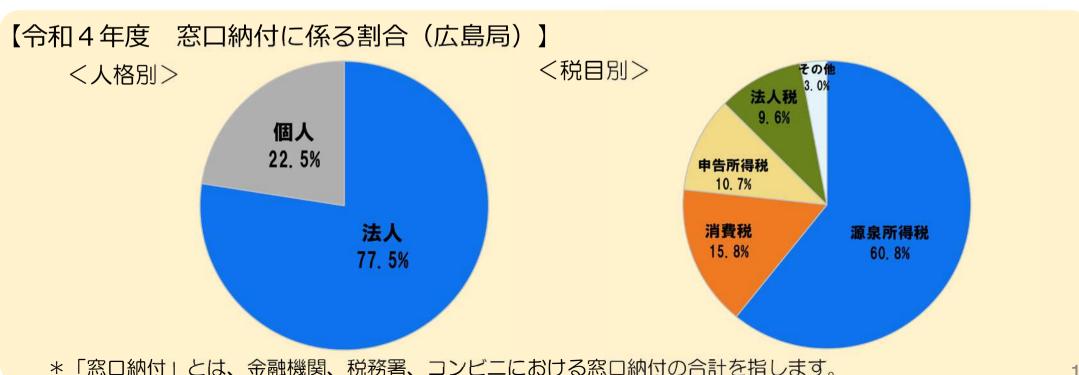
なお、わが国のデジタルインボイスの標準仕様である「JP PINT」は、売り手のアクセスポイント (C2)と買い手のアクセスポイント (C3) との間でやり取りされるデジタルインボイスの標準仕様です。現在、適格請求書 (Peppol BIS Standard Invoice JP PINT Version 1.0) と、仕入明細書 (JP BIS Self Billing Invoice Version 0.9)の標準仕様がOpen Peppolのウェブサイトにて公開されており、今後、必要な更新等が行われていくこととなります。

(出典) デジタルインボイス推進協議会のHPより

キャッシュレス納付

▶ 納税者の利便性向上と現金管理等に伴う社会全体のコストの縮減を図る観点から、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいる(目標:令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割)。





納付手段の多様化とキャッシュレス納付のメリット

場所	納付手段	概要		
	ダイレクト納付	e-Taxを利用した口座振替		
自宅	振替納税(個人のみ)	1度登録すると毎回 銀行口座から指定された期日に納付		
	インターネット	金融機関のサービスを利用した		
事業所	バンキング等	オンライン納付		
尹未川	クレジットカード納付	専用サイトを利用したオンライン納 付		
L.	EW スマホアプリ納付	PayPay 無はい au PAY LINE Pay 6 Pay amazon pay		

キャッシュレス納付

メリット

オフィスや自宅から スマホやPCで 納付できます!

スマホやPCで申告から 納税まで 一度でできます!

即時又は納付日を 指定して納付が できます!

 コンビニ納付

 金融機関
 窓口納付

 税務署
 窓口納付



国税の納付 手続の利用案内 はこちら↓



スマホアプリ 納付の利用案内 はこちら↓



窓口納付に係るコスト試算の例

(規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ(第2回)2020年10月22日 全銀協提出資料より抜粋) ※当該資料は、国税・地方税のほか、社会保険料等を含む「税・公金」に係る資料であることに留意

・納税者(納付者)のコスト

「支払場所(窓口)までの移動、書類記入、待ち時間等や紙の納付書による収納にかかる費用の合計は、推定で年間2,000億円以上」

※全国銀行協会調べ2018年9月現在

・金融業界のコスト

「営業店窓口やセンター等の人件費、OCR読取機器などのシステム コストによる、税・公金収納に係る金融機関全体のコストは、

年間約622億円」

※税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会調査レポート2019年3月14日

電子納稅証明書(PDF)

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでも可能に!



▼メリット 01 税務署窓口に行く必要がなく、請求から受取まで非対面でできます!

★メリット 02 手数料がオトク! (1税目1年度あたり370円)

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

★メリット 03 期限内であれば、書面として何枚でも印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。

▼メリット 04 期限内であれば、ダウンロードした電子データは何度でもお使いいただけます!

期限内であれば 何枚でも 何度でも 利用可能!



1) 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン 「納税証明書の交付請求(電子交付用)」 を選択

iPhoneの方はそちらからログイン



https://www.e-tax.nta.go .jp/sp/index2.html

Androidの方はこちらからログイン



https://www.e-tax.nta.go .jp/sp/index3.html

電子申請

納税証明書の請求データを作成 マイナンバーカードを読み込んで 電子署名を付与



電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が 格納されます。インターネットバンキング で手数料納付後、納税証明書データ をダウンロードできるようになります



詳しい手続き はこちら↓



※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。